

## 環境配慮条件に関する用語説明

1 平成30年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている平成30年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。なお、公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。

2 未利用エネルギー活用状況 未利用エネルギーの有効活用の観点から、平成30年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、次のとおり。

平成30年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を平成30年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除して得た数値

(算定方式)

平成30年度の未利用エネルギーの活用状況(%)=平成30年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) / 平成30年度の供給電力量(需要端) × 100

(1) 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

(2) 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。

① 工場等の廃熱又は排圧

② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)(以下「FIT法」という。)第2条第4項に定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。)

③ 高炉ガス又は副生ガス

(3) 平成30年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

(4) 平成30年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

3 再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式による。

(算定方式)

平成30年度の再生可能エネルギーの導入状況(%)=(①+②+③+④+⑤)／⑥×100

①平成30年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh))

②平成30年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh)) (ただし、再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度による買取電力量は除く。)

③グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kWh) (ただし、平成30年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)

④J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh) (ただし、平成30年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)

⑤非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh) (ただし、平成30年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)

⑥平成30年度の供給電力量(需要端(kWh))

- (1) 再生可能エネルギー電気とは、FIT法第2条第4項に定める再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力、(30,000kW未滿。ただし、揚水発電は含まない。)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)
- (2) 平成30年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。
- (3) 平成30年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

#### 4 需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。

具体的な評価内容として、

- ・電力デマンド監視による使用電力量の表示(見える化)
- ・需要逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス(リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入)

例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要家に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。